別記13 電気設備及び主要電気機器の防爆構造

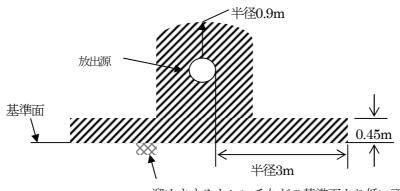
電気設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年3月27日通商産業省令第52号)の定めによるほか、可燃性の蒸気又は微粉(以下「可燃性蒸気等」という。)の滞留するおそれのある場所の電気設備については、次に掲げる危険場所に応じた防爆構造の機器を使用すること。(H13.3.30 消防危第43号、H24.3.16 消防危第77号通知)

- 1 危険場所は、特別危険箇所 (0 種場所)、第一類危険箇所 (1 種場所) 及び第二類危険箇所 (2 種場所) と する。
- (1)特別危険箇所(0種場所)とは、危険雰囲気が通常の状態において、連続して又は長時間持続して存在する場所で次の場所をいう。
 - ア 可燃性蒸気等の発生するタンク内面上部空間
 - イ 可燃性蒸気等の発生する塗料、インキ、接着材等の塗布用オープンバット付近
- (2) 第一類危険箇所 (1 種場所) とは、通常の状態において、危険雰囲気を生成するおそれのある場所で次の場所をいう。
 - ア 通常の使用状態において可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場所
 - (ア) 移動タンク、貨車又はドラム缶の充填開口部付近
 - (イ) 安全弁の開口部付近
 - (ウ) タンク類の通気管の開口部付近
 - (エ) 製品の取出し、蓋の開閉動作のある場所
 - (オ) 可燃性蒸気等の漏出するおそれのある場所で、ためます・ピット類のようにガスが滞留するところ
 - (カ) 懸垂式以外の固定給油設備にあっては、固定給油設備の端面から水平方向 6m までで、基礎又は地盤面からの高さ 0.6m までの範囲、かつ固定給油設備の周囲 0.6m までの範囲
 - (キ) 懸垂式の固定給油設備にあっては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線 (当該引出口が可動式のものにあっては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。) から水平方向 6m までで、地盤面からの高さ 0.6m までの範囲、かつ固定給油設備の端面から水平方向 0.6m までで、地盤面までの範囲。
 - (ク) 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲 1.5m までの範囲
 - イ 点検、整備又は修理のため、しばしば可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場所
 - (ア) 危険物を貯蔵し、又は取扱う設備、機械器具又は容器等を製造所等内で修理する場合の当該場所
 - (イ) 給油取扱所のピット
- (3) 第二類危険箇所 (2 種場所) とは、異常な状態において、危険雰囲気を生成するおそれのある場所で次の場所をいう。
 - ア 可燃性蒸気等を常時密閉した容器又は設備により取り扱う場所で、事故又は誤った操作により当該 蒸気等が漏れて危険が生じる場所
 - イ 動力換気設備又は強制排出設備に異常又は事故を生じた場合に危険が生じるおそれのある場所
 - ウ 危険な濃度で可燃性蒸気等が侵入し、滞留するおそれのある場所で、次に掲げる(ア)から(も)までの場所
 - (ア) 地上式固定給油設備及び混合燃料油調合器
 - a 固定給油設備等及びその周囲 0.6m までの範囲
 - b 固定給油設備等の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11m までで、基礎又は地盤面からの高さ 0.6m までの範囲
 - (イ) 懸垂式固定給油設備

- a 固定給油設備の端面から水平方向 0.6m までで、地盤面までの範囲
- b 固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下 り勾配となっている直線から水平方向 11m までで、地盤面からの高さ 0.6m までの範囲
- (ウ) 可燃性蒸気回収接続口
 - a 可燃性蒸気回収接続口の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲 0.9m までの範囲
 - b 可燃性蒸気回収接続口の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向 1.5m までで地盤面からの高さ 0.6m までの範囲
- (エ) 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 14m までで、地盤面からの高さ 0.6m までの範囲
- (オ) 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 16m までで、地盤面からの高さ 0.6m までの範囲
- (カ) 整備室 (2 面以上が開放されているものを除く) 床面から高さ 0.6m までの範囲
- (キ) ポンプ専用庫内
- (ク)油庫内

[危険場所の分類例]

① 可燃性液体を取り扱う比較的小規模のプロセス機器



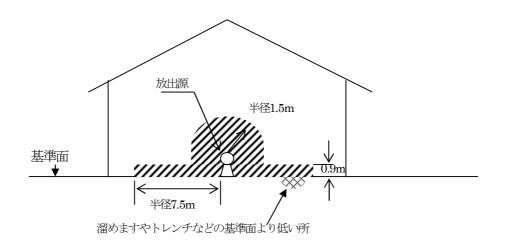
溜めますやトレンチなどの基準面より低い所

── 第一類	可燃性液体
--------	-------

		小低	中	大/高
機器力	トイズ	0	0	
圧	力	0	0	
流	量	0	0	

屋外で、基準面より高い位置に放出源がある場合

備考 放出源の位置が低くなれば、半径0.9mの円筒状の部分は短くなり、放出源が基準面にある場合の第二類危険箇所の 範囲は、半径0.9mの半球状の部分と半径3m×高さ0.45mの円筒状の部分を合せた形となる。

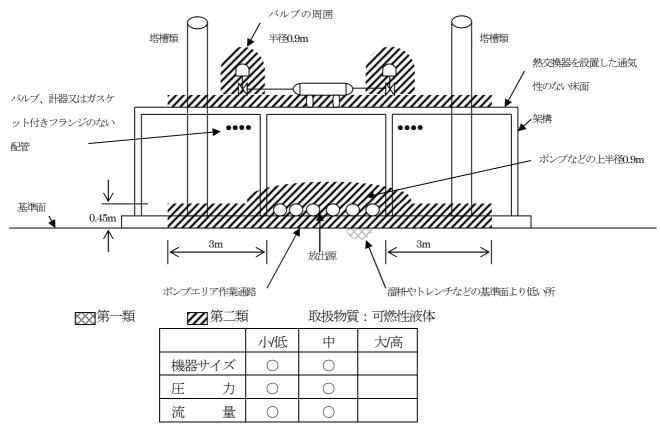


── 第一類 取扱物質:可燃性液体

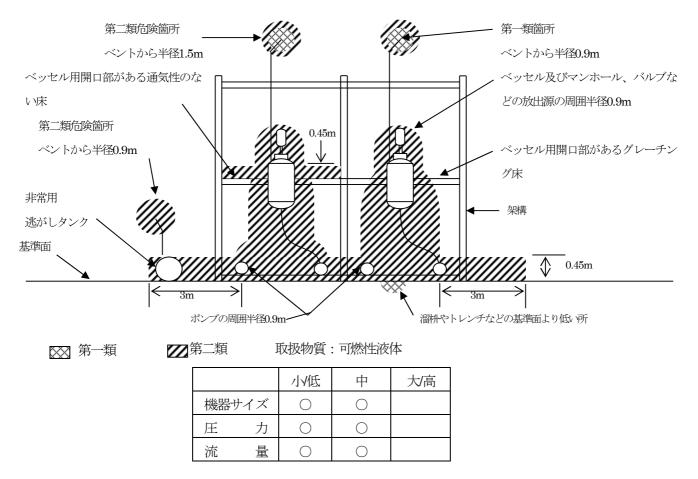
		小低	中	大/高
機器が	トイズ	0	0	
圧	力	0	0	
流	量	0	0	

換気が十分な屋内で、基準面に放出源がある場合

別記13 電気設備及び主要電気機器の防爆構造

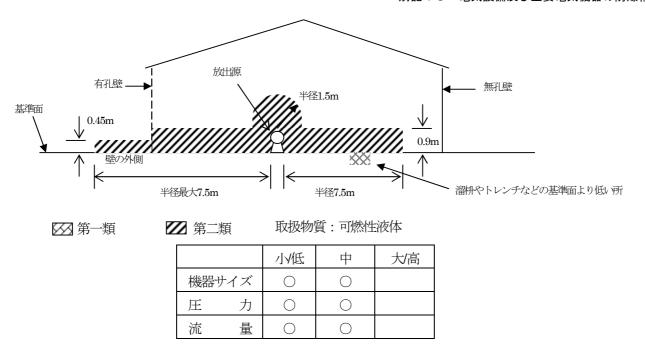


屋外のプロセスエリアで基準面及び基準面より高い位置に複数の放出源がある場合

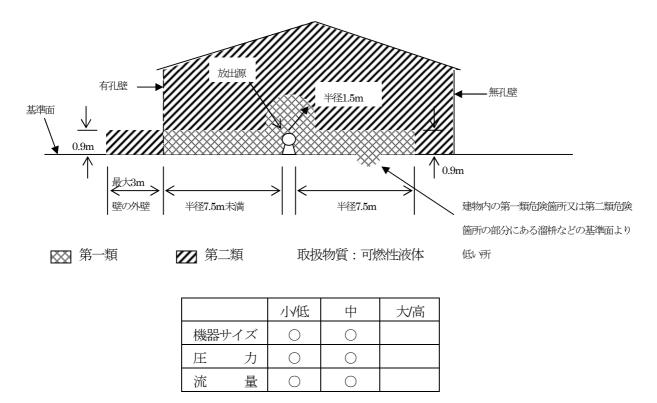


屋外のプロセスエリアで基準面及び基準面より高い位置に複数の放出源がある場合

別記13 電気設備及び主要電気機器の防爆構造

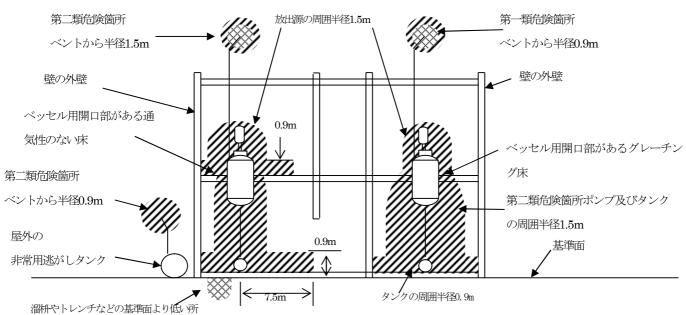


換気が十分な屋内で、床面と同じレベルの外壁の開口部に近い位置に放出源がある場合



換気が十分な屋内でない、床面と同じレベルの外壁の開口部に近い位置に放出源がある場合

備考 建物が機器サイズに比べて小さく、建物を満たすほどの漏出がありうるならば、建物の内 部は全部第一類危険箇所となる。 マンホール、バルブなどの



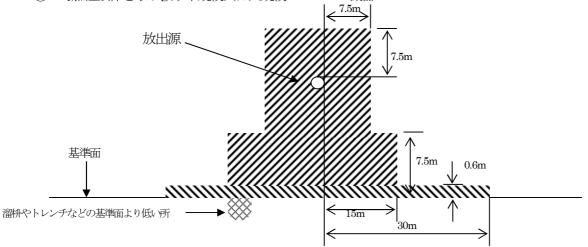
⋙第一類 **⋙**第二類

取扱物質:可燃性液体

	小低	中	大/高
機器サイズ	\circ	0	
圧 力	0	0	
流量	0	0	

換気が十分な屋内で、基準面及び基準面より高い位置に複数の放出源がある場合

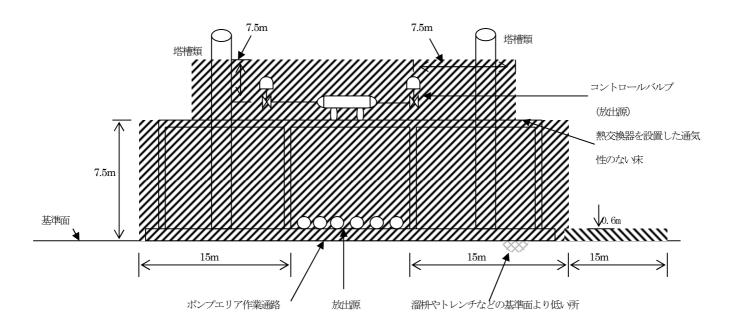
② 可燃性液体を取り扱う中規模又は大規模のプロセス機器



		小低	中	大/高
機器力	ナイズ			\circ
圧	力		0	0
流	量			0

屋外で、基準面より高い位置に放出源がある場合

備考 放出源の位置が低くなれば、半径7.5mの円筒状の部分は短くなり、放出源が基準面にあれば、第二類危険箇所の範囲は半径15mの円筒状の部分だけとなる。



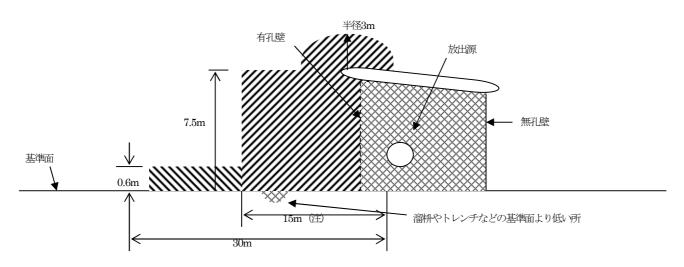
※第一類 ※第二類

□ 大量放出が起こる場合の追加の第二類危険箇所

□ 取扱物質: 可燃性液体

		小低	中	大/高
機器サ	イズ		0	0
圧	力		0	0
流	量		0	0

屋外でのプロセスエリアで、基準面及び基準面より 高い位置に複数の放出源がある場合

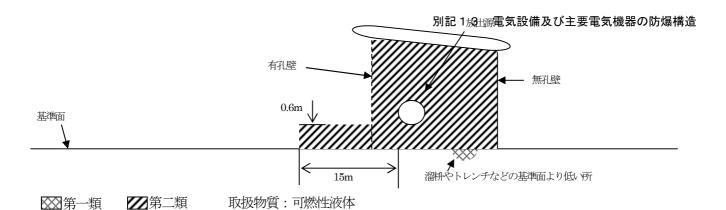


図第一類 図第二類 ■ 対理発性料品の大量放出が起こる場合の追加の第二類危険箇所 取扱物質:可燃性液体

注 放出源からの水平距離15m又は建物の境界の外3mまでのいずれか大きい方をとる。

	小低	中	大/高
機器サイズ		0	0
圧 力			0
流量		0	0

換気が十分でない屋内で、外壁の開口部の近くに放 出源がある場合

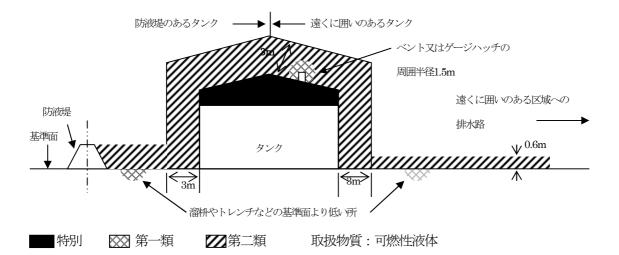


注 放出源からの水平距離15m又は建物の境界の外3mまでのいずれか大きい方をとる。

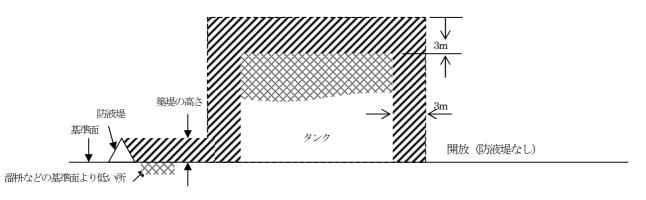
	小低	中	大/高
機器サイズ		0	\circ
圧 力			0
流量		0	0

換気が十分な屋内で、外壁の開口部の近くに放出源 がある場合

③ 可燃性液体の貯蔵タンク



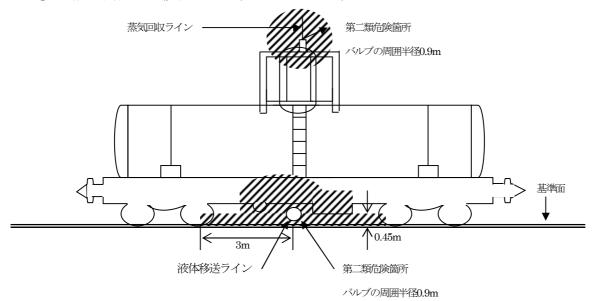
製油所の固定屋根式タンク(防液堤がある場合及び遠くに囲いがある場合)



製油所の浮き屋根式タンク(防液堤がある場合及びない場合)

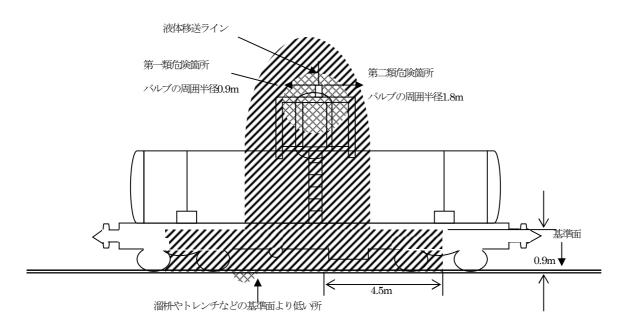
備考 もとの図は、タンク周囲の第二類危険箇所の範囲が2mであり、防液堤がない場合の例示(図の右側)がない。

④ 可燃性液体を取り扱うタンク車、タンクローリー、ドラム缶



第二類 取扱物質:可燃性液体

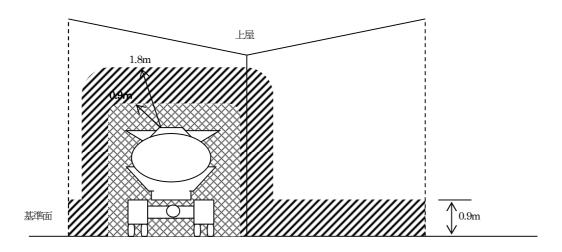
クローズドシステムで積み込み及び積卸しをするタンク車(底部移送専用)

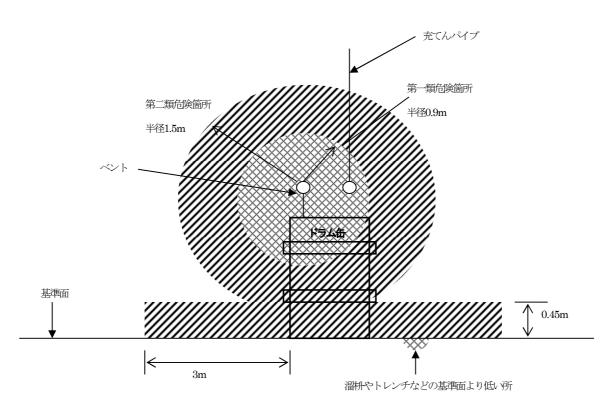


オープンシステムで積み込み及び積卸しをするタンク車又はタンクローリー

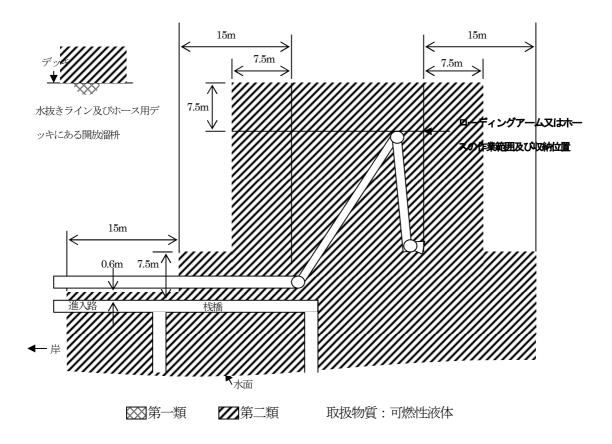
(頂部又は底部移送用)

備考 もとの図の第二類危険箇所の範囲は、半径4.5mの半球及びその水平投影円筒部分であるが、図4-5.3に合わせて、基準面からの高さが0.9mを超える部分の半径1.8mに変更した。

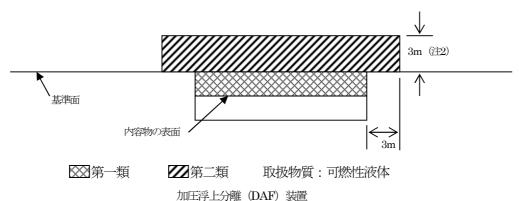




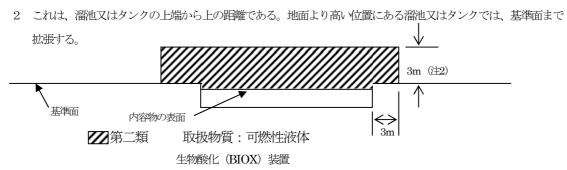
⑤ 可燃性液体を取り扱う桟橋



⑥ 可燃性液体を処理するオイルセパレーター

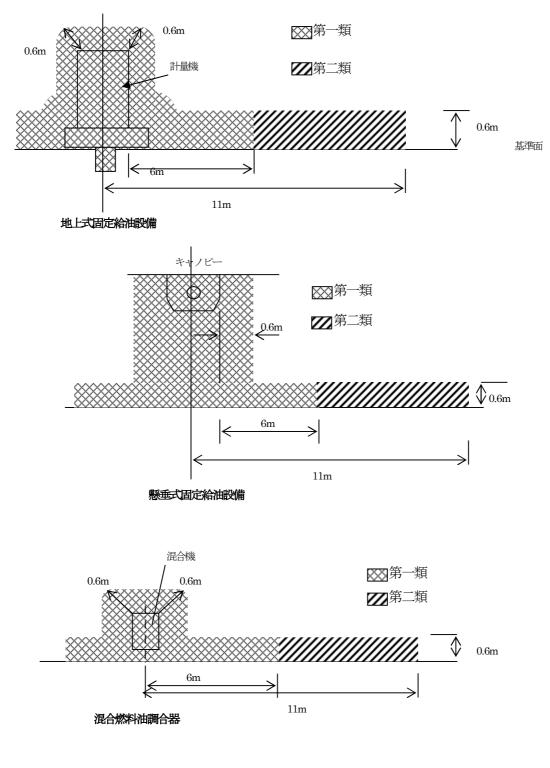


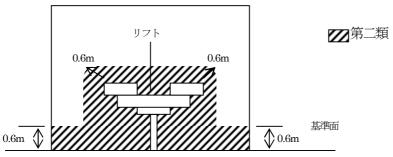
注1 この図は、上部開放のタンク又は溜池に適用する。



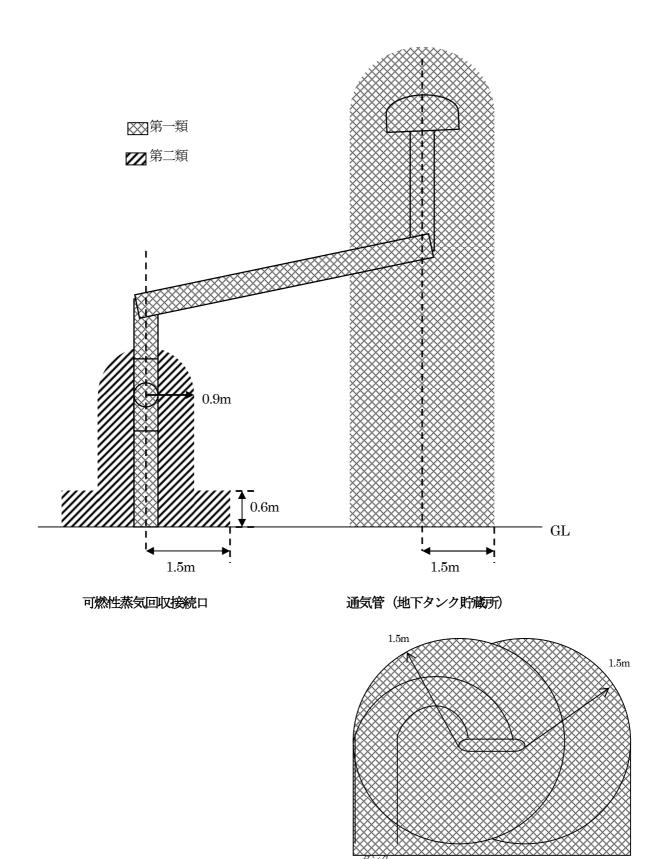
注2 これは、溜池又はタンクの上端から上の距離である。地面より高い位置にある溜池又はタンクでは、基準面まで 拡張する。

⑦ 可燃性液体を取り扱う給油取扱所等





オートリフトを備えた整備室(2面以上が開放されているものを除く)



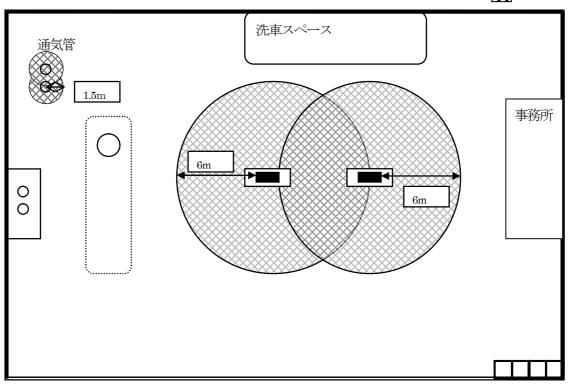
無弁通気管上部の範囲 地下タンク貯蔵所等の通気管

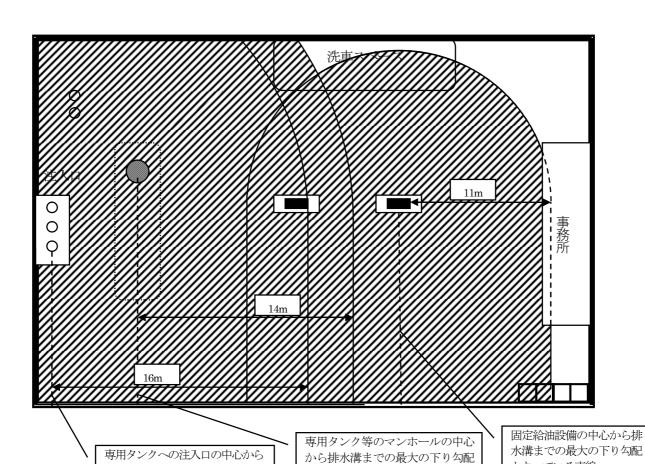
○○第一類

給油取扱所の可燃性蒸気滞留範囲(平面図)

///第二類

となっている直線





61

となっている直線

排水溝までの最大の下り勾配とな

っている直線

- (4) 特別危険箇所 (0 種場所) 及び第一類危険箇所 (1 種場所) を有する室のうち、前記以外の部分については、第二類危険箇所 (2 種場所) とする。ただし、室が広く天井面までの高さが高い場合で、かつ、危険源の位置が限定され危険雰囲気の生成量が小さいと認められ、有効な自動強制排出設備を設置するときは、危険場所の範囲を室内の一部に限定することができる。
- (5) 内圧室は次に掲げる必要な処置を講ずることにより、危険場所としないことができる。

ア 内圧室の位置及び広さ

- (ア) 内圧室は、危険場所内のできるだけ爆発の危険の少ない場所で、かつ内部の作業者が容易に避難できるような位置を選んで設けること。
- (イ) 内圧室は、電気機器、配線、配管、ダクトなどの配置のためのほか、作業者が内部で操作及び管理を 行うことができるように、十分な広さをもつこと。

イ 内圧室の構造

(ア) 構成材料

- a 柱、壁、天井、屋根、床、扉などの主要な構成部分は、不燃性材料で作られ、かつ爆風などの機械 的影響に対して十分な抵抗力をもつものであること。
- b 室の構成材料及び構造は、爆発性雰囲気が侵入しにくいものであること。

(イ) 出入口

- a 出入口は、2箇所以上設け、そのうち少なくとも1箇所は放出源の存在しない場所に面すること。
- b 出入口の扉は、すべて外開きとし、危険場所に面して開口する出入口の扉は、二重扉(自動閉鎖式)とすること。

(ウ) 窓

- a 危険場所に面して窓を設ける必要がある場合は、爆風、ガス等の噴出、その他の予想される機械的 影響に対して、十分な抵抗力をもつものとすること。
- b 危険場所に面する窓は、原則として開放できない構造とすること。そのために、夏期には、空気の 冷却などによって室温の上昇を防ぐ措置を講ずること。
- (エ) 電気配線及び配管類の引込口

危険場所から室内に電気配線、配管、ダクト類を引き込む場合の引込口は、乾燥した砂その他の不燃性のシール材を用いて遮断し、爆発性雰囲気が室内に侵入するのを防止できる構造とすること。

ウ 内圧室への通風

- (ア) 内圧室へ送給する空気の取入口は、常に清浄な空気の取入れを確保するため、放出源に対して、距離、 高さ、風向きなどを考慮し、十分に安全な位置に設けること。
- (イ)送入する空気の量及び圧力は、室の広さ、室内における電気設備の配置、排気口の位置などを考慮し、 出入口付近における室内の圧力が大気圧より高い状態を保持できるようにすること。
- (ウ) 内圧室の各部の内圧は25Pa (0.25mbar) 以上とする。

エ 保護措置

内圧室には、室内の圧力を保持するための保護措置を設けることとし、通風に異常が生じた場合に作業者がそれを確認できるような適切な警報装置を設けること。

(6) 「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」に基づきリスクを考慮した再評価の結果、第二類危険箇所に当たらないと判断される箇所については、非危険箇所とすることができる。

- 2 防爆構造を適用する範囲は、次によること。
- (1) 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
- (2) 引火点が 40℃以上の危険物であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合
- (3) 可燃性微粉が滞留するおそれのある場合
- 3 防爆電気機器と可燃性ガス及び蒸気の分類

なお、海外製品の防爆電気機器の場合は、下記に示す構造規格等に適合している旨を確認できる資料を添付すること。 (*)

(1) 電機機械器具防爆構造規格(昭和44年労働省告示第16号)によるもの。

ア 可燃性ガス蒸気の発火度の分類

発火度	発火温度の値 (℃)	電気機器の許容温度 (℃)
G_1	450を超えるもの	360
G_2	300を超え 450以下	240
G_3	200を超え 300以下	160
G_4	135を超え 200以下	110
G_5	100を超え 135以下	80

イ 可燃性ガス蒸気の爆発等級の分類

爆発等級	火炎逸走限界の値(mm)
1	0.6を超えるもの
2	0.4を超え 0.6以下
3	0.4以下

- 注 内容積 8000cm³、半球部のフランジ接合面のスキの奥行きが 25mm の球状標準容器による爆発試験 において火炎逸走を生ずるスキの最小値に応じて分類したものである。
- (2) 国際整合防爆指針 2015 (平成 27 年 8 月 31 日基発 0831 第 2 号) によるもの。
 - ア 対応する電気機器のグループ記号
 - (ア) 最大安全すきまに対応する防爆電気機器の分類

耐圧防爆構造の電気 機器のグループ	最大安全すきま(mm)
ΠА	0.9以上
ΠВ	0.5を超え 0.9末満
ΠС	0.5以下

(イ) 最小点火電流に対応する防爆電気機器の分類

本質安全防爆構造の	最小点火電流比(メタン=1)
電気機器のグループ	(mm)
ΠА	0.8を超えるもの
ΠВ	0.45以上 0.8以下
ПС	0.45未満

注 グループⅡは工場・事業所において使用される防爆電気機器であり、消防法令で規制されるものである。 (グループⅠは、鉱山事業所の坑内専用の防爆電気機器)

イ 電気機器の温度等級に対応する可燃性ガス蒸気の分類

電気機器の最高表面温度	温度等級	可燃性ガス蒸気の発火温度の値
(°C)		(°C)
450以下	T1	450を超えるもの
300以下	T2	300を超え 450以下
200以下	Т3	200を超え 300以下
135以下	T4	135を超え 200以下
100以下	T5	100を超え 135以下
85以下	Т6	85を超え 100以下

ウ 防爆電気機器と可燃性粉じんの分類

IIIA	可燃性の浮遊粉じん
IIIB	非導電性粉じん
ШС	導電性粉じん

注 グループⅢB を表示した機器はグループⅢA の機器を必要とする用途に使用でき、同様にグループ ⅢC を表示した機器はグループⅢA 又はⅢB の機器を必要とする用途に使用できる。ただし、この分 類は IEC 規格によるものである。

(3) 主な危険物と電気機器の防爆構造に対応する分類

		機器の防爆構	講造に対応する	分類
物質名	構造	規格	国際整合	防爆指針
	爆発等級	発火点	グループ	温度等級
アクリルアルデヒド (アクロレイン)			IIВ	Т3
アクリル酸エチル	1	G2	ΠB	(T2)
アクリル酸ブチル			IΙΒ	Т3
アクリル酸メチル	1	G1	ΠB	T1
アクリロニトリル	1	G1	ΠB	(T1)
亜硝酸エチル	1		ΠА	(T6)
アセチルアセトン (2,4ーペンタンジオン)	1	G2	ΠА	T2
アセトアルデヒド	1	G4	ΠА	T4
アセト酢酸エチル(アセト酢酸エチルエステル)			ΠА	T2
アセトニトリル	1	G1	ΠА	(T1)
アセトン	1	G1	ΠА	T1
アニリン		G1	(IIA)	(T1)
2-アミノエタノール (エタノールアミン)			(IIA)	T2
アリルアミン		G2		T2
アリルアルコール		G2	IΙΒ	(T2)
イソブチルアルコール	1	G2	ΠА	T2
イソブチルアルデヒド		G4	ΠА	T4
イソブチルベンゼン	2	G2	ΠА	T2
イソプレン	2	G3	IΙΒ	Т3
イソプロピルアミン			ΠА	T2
イソペンタン	1	G2	ΠА	T2
エタノール (エチルアルコール)	1	G2	${ m IIB}$	T2
エタンチオール (エチルメルカプタン)			ΠА	(T3)
エチルシクロブタン		G3	(IIA)	Т3
エチルシクロヘキサン		G3	(IIA)	Т3
エチルシクロペンタン		G3	(IIA)	Т3
エチルベンゼン		G2	(IIA)	T2
エチルメチル (メチルエチル) エーテル		G4	${\rm I\!I}{\rm B}$	(T4)
エチルメチル (メチルエチル) ケトン	1	G2	${\rm I\!I}{\rm B}$	T2
2-エトキシエタノール			${\rm I\!I}{\rm B}$	(T3)
エピクロロヒドリン	1	G2	IIВ	(T2)
塩化アセチル		G2	(IIA)	T2
塩化アリル		G2	ΠА	T2
塩化エチル (クロロエタン)		G1	(IIA)	(T1)
塩化ブチル (1-クロロブタン)	1	G3	ΠА	Т3
塩化プロピル (1ークロロプロパン)			(IIA)	T1
塩化ベンジル			(IIA)	T1
1-オクタノール			ΠА	(T3)

	電気機器の防爆構造に対応する分類						
物質名	構造		国際整合	防爆指針			
	爆発等級	発火点	グループ	温度等級			
オクタン	1	G3	IIA	Т3			
ガソリン	1	G3					
丰酸			ΠА	T1			
ギ酸エチル		G2	ΠА	T2			
ギ酸ブチル				Т3			
ギ酸メチル		G2	IIA	T2			
0ーキシレン	1	G1	ΠА	T2			
mーキシレン	1	G1	ΠА	T1			
pーキシレン	1	G1	ΠА	T1			
クメン (イソプロピルベンゼン)			(IIA)	T2			
0-クレゾール		G1	(IIA)	(T1)			
クロトンアルデヒド		G3	IΙΒ	Т3			
2-クロロエタノール (エチレンクロロヒドリン)			(IIA)	(T2)			
クロロベンゼン	1	G1	(IIA)	(T1)			
酢酸(氷酢酸)	1	G1	ΠА	T1			
酢酸エチル	1	G1	ΠА	T1			
暫酸ビニル			ΠА	T2			
酢酸ブチル	1	G2	ΠА	T2			
でで プロピル	1	G2	ΠА	T2			
酢酸ペンチル (酢酸nーアミル)	1	G2	(IIA)	(T2)			
酢酸メチル	1	G1	ΠА	T2			
シアン化水素(シアン化水素酸(96%))	1	G1	IIВ	(T1)			
ジイソプロピルエーテル	1	G2	ΠА	T2			
2-ジエチルアミノエタノール			ΠА	T2			
ジエチルアミン			(IIA)	(T2)			
ジエチルエーテル (エチルエーテル)	1	G4	IIВ	T4			
3.3ージエチルペンタン		G3		Т3			
1,4ージオキサン	2	G2	IΙΒ	T2			
1,3-ジオキソラン			(IIB)	Т3			
シクロヘキサノール		G3	(IIA)	Т3			
シクロヘキサノン	1	G2	IIA	T2			
シクロヘキサン	1	G3	IIA	Т3			
シクロヘキセン			IIA	Т3			
シクロヘキシルアミン		G3	(IIA)	(T3)			
シクロヘプタン			(IIA)				
シクロペンタン		G2	IIA	T2			
1,1ージクロロエタン			IIA	T2			
1,2-ジクロロエタン (二塩化エチレン)	1	G2	IIA	T2			
1,2-ジクロロプロパン			(IIA)	(T1)			

	電気機器の防爆構造に対応する分類						
物質名	構造	見格	国際整合	防爆指針			
	爆発等級	発火点	グループ	温度等級			
ジクロロメタン(二塩化メチレン)			ΠА	T1			
ジブチルエーテル	1	G4	ΠВ	T4			
ジプロピルエーテル			ΠВ	T4			
ジペンテン (リモネン)			ΠА	Т3			
N,N-ジメチルアニリン		G2	(IIA)	(T2)			
N,N-ジメチルヒドラジン		G3	ΠВ	Т3			
N,N-ジメチルホルムアミド		G2	ΠА	(T2)			
Pーシメン		G2	(ΠA)	(T2)			
臭化エチル(ブロモエタン)	1	G1	(ΠA)	(T1)			
臭化ブチル (1-ブロモブタン)			(IIA)	Т3			
臭化メチル			ΠА	T1			
硝酸エチル	3	G6	${ m IIC}$	Т6			
スチレン	1	G1	(ΠA)	(T1)			
石油エーテル(石油ナフサ)			(ΠA)	(T3)			
チオフェン	1	G2	ΠА	T2			
デカン	1	G3	ΠА	Т3			
テトラヒドロフラン	1	G3	IΙΒ	Т3			
テトラヒドロフルフリルアルコール			IΙΒ	(T3)			
テレピン油			(IIA)	(T3)			
1,3,5ートリオキサン		G2	IΙΒ	(T2)			
トリクロロエチレン		G2	ΠА	T2			
トリメチルアミン			ΠА	T4			
2,2,4ートリメチルペンタン (イソオクタン)	1	G2	ΠА	T2			
pートルイジン		G1	(IIA)	(T1)			
トルエン(トルオール)	1	G1	(IIA)	T1			
ナフタレン		G1	(IIA)	T1			
ニトロエタン		G2	ΠВ	(T2)			
ニトロベンゼン		G1	ΠА	(T1)			
ニトロメタン		G2	ΠА	(T2)			
二硫化炭素	3		ΙΙС	Т6			
ノナン		G3	(IIA)	Т3			
ピリジン			(IIA)	(T1)			
フェノール		G1	(IIA)	(T1)			
1-ブタノール (n-ブチルアルコール)	1	G2	ΠА	T2			
ブチルアミン			ΠА	T2			
ブチルアルデヒド	1	G3	ΠА	Т3			
フラン	1	G2	IΙΒ	T2			
1-プロパノール (プロピルアルコール)		G2	IΙΒ	T2			
2-プロパノール (イソプロピルアルコール)	1	G2	ΠА	(T2)			

別記13 電気設備及び主要電気機器の防爆構造

	電気機器の防爆構造に対応する分類						
物質名	構造		国際整合	防爆指針			
	爆発等級	発火点	グループ	温度等級			
プロピルアミン			ΠА	(T2)			
1-ヘキサノール	1	G3	IΙΒ	Т3			
ヘキサン	1	G3	ΠА	Т3			
2-ヘプタノン			(IIA)	T2			
ヘプタン	1	G3	ΠА	Т3			
ベンゼン (ベンゾール)	1	G1	IIA	T1			
ベンジリジン(ベンゾ)トリフルオリド			IIA	T1			
1-ペンタノール (n-アミルアルコール)	1	G2	ΠА	T2			
ペンタン	1	G3	IIA	Т3			
無水質酸	1		IIA	T2			
メタクリル酸エチル			IIA				
メタクリル酸メチル	1	G2	ΠА	(T2)			
メタノール (メチルアルコール)	1	G1	ΠА	T2			
メチルアミン		G2	ΠА	(T2)			
3-メチルシクロヘキサノール(異性体混合物)		G3	(IIA)	Т3			
メチルシクロヘキサン		G3	(IIA)	Т3			
メチルシクロペンタン			(IIA)	Т3			
αーメチルスチレン			IΙΒ	(T2)			
4・メチル・2・ペンタノン (メチルイソブチルケトン)			ΠА	(T1)			
2-メトキシエタノール			IIВ	Т3			
モルホリン			ΠА	Т3			
硫酸ジエチル			IIA	T2			

注 技術的基準における分類の「グループ」及び「温度等級」における括弧付きの記号は、化学的類似性等による分類を示す。

4 防爆電気機器及び防爆電気配線の選定

(1) 防爆構造の種類

ア 耐圧防爆構造

全閉構造で、可燃性ガス(以下「ガス」という)又は引火性の物の蒸気(以下「蒸気」という)が容器 内部で爆発が起こった場合に、容器がその圧力に耐え、かつ、外部のガス又は蒸気に点火しないようにし た構造をいう。

イ 内圧防爆構造

容器の内部に空気、窒素、炭酸ガス等の保護ガスを送入し、又は封入することにより、ガス又は蒸気が 侵入しないようにした構造をいう。

ウ安全増防爆構造

正常な運転中又は通電中に、火花若しくはアークを発せず、又は高温となって点火源となるおそれがないものについて、絶縁性能並びに温度上昇による危険及び外部からの損傷等に対する安全性を高めた構造をいう。

エ 油入防爆構造

電気機器の火花若しくはアークを発し、又は高温となって点火源となるおそれがあるものを絶縁油の中 に収め、ガス又は蒸気に点火しないようにした構造をいう。

才 本質安全防爆構造

電気機器の火花、アーク又は熱が、ガス又は蒸気に点火するおそれがないことが点火試験等により確認 された構造をいう。

カ 樹脂充てん防爆構造

電気機器の火花若しくはアークを発し、又は高温となって点火源となるおそれがあるものを樹脂の中に 囲むことにより、ガス又は蒸気に点火しないようにした構造をいう。

キ 非点火防爆構造

電気機器が火花若しくはアークを発せず、若しくは高温となって点火源となるおそれがないようにした 構造又は火花若しくはアークを発し、若しくは高温となって点火源となるおそれがある部分を保護するこ とにより、ガス若しくは蒸気に点火しないようにした構造(アからカの構造を除く)をいう。

ク特殊防爆構造

アからキまで以外の構造で、ガス又は蒸気に対して防爆性能を有することが試験等により確認された構造をいう。

(2) 防爆構造の種類を示す記号

本円をで1主次でカー/ III /				
	記	号		
防爆構造の種類	構造規格による防爆構造	国際整合防爆指針による		
		防爆構造		
防爆構造を示す記号		Ex		
耐圧防爆構造	d	d		
内圧防爆構造	f	px又はpy		
安全增防爆構造	e	e		
油入防爆構造	0	0		
本質安全防爆構造	ia又はib	ia又はib		
樹脂充てん防爆構造	ma又はmb	ma又はmb		
非点火防爆構造	n	n		
特殊防爆構造	s	s		

- 備考1 一つの電気機器の異なる部分に別々の防爆構造が適用されている場合は、その電気機器のそれぞれの部分に、該当する防爆構造の種類が記号で表示される。
 - 2 一つの電気機器に2種類以上の防爆構造が適用されている場合は、主体となる防爆構造の種類の記号 が初めに表示される。
 - 3 内圧防爆構造の機器に表示される防爆構造の種類記号は、次のとおりである。
 - (1) px とは、内圧容器内を第一類危険箇所から非危険場所にする内圧防爆構造の方式をいう。
 - (2) py とは、内圧容器内を第一類危険箇所から第二類危険箇所にする方式をいう。
 - 4 本質安全防爆構造の機器に表示される防爆構造の種類記号は、次のとおりである。
 - (1) ia とは、爆発雰囲気が正常状態において連続して、又は長時間持続して存在する場所で使用する ための機器をいう。
 - (2) ib とは、爆発雰囲気が正常状態において生成するおそれのある場所で使用するための機器をいう。
 - 5 樹脂充てん防爆構造の機器に表示される防爆構造の種類記号は、次のとおりである。
 - (1) ma とは、正常運転状態及び通常の設置状態、指定された異常状態、前提とした故障状態において、 発火源にならないようにしている機器をいう。
 - (2) mbとは、正常状態及び通常の設置状態、前提とした故障状態において、発火源にならないように している機器をいう。

(3) 爆発等級又はグループを示す記号

子放入はフル フセカ	· 7 BL/J	
	記	号
防爆構造の種類	構造規格による爆発等級	国際整合防爆指針による グループ
耐圧防爆構造	1、2、3(a、b、c、n) 備考2	IIA、IIB、IIC メタン備考3
内圧防爆構造		П
安全增防爆構造	_	П
油入防爆構造		П
本質安全防爆構造	1、2、3 (a、b、c、n) 備考2	$\Pi A, \Pi B, \Pi C$
非点火防爆構造	Ⅱ 備考1	Ⅱ 備考1
樹脂充填防爆構造	II	II
特殊防爆構造	備考1	_

- 備考1 爆発等級(又はグループ記号の A、B、C)に関係なく適用される防爆構造の電気機器には、爆発等級の記号(又はグループ記号の中の A、B、C)は表示されない。また、非点火防爆構造及び特殊防爆構造における爆発等級(又はグループ記号の A、B、C)の表示は、適用する防爆原理によって決められる。
 - 2 爆発等級 3 において、3 a は水素及び水性ガスを、3b は二硫化炭素を、3c はアセチレンを対象とし、3n は爆発等級 3 のすべての可燃性ガス蒸気 (可燃性ガス若しくは可燃性液体の蒸気をいう) を対象とすることを示す。
 - 3 特定の可燃性ガス蒸気の爆発性雰囲気だけで使用される防爆電気機器には、爆発等級の記号(又はグループ記号の中のA、B、C)の代わりに当該可燃性ガス蒸気の名称を表示する場合がある。

(4) 発火度又は温度等級を示す記号

は爆構法の種類	記	号
防爆構造の種類	構造規格による発火度	国際整合防爆指針による温度等級
各防爆構造に共通	G1、G2、G3、G4又/はG5	T1、T2、T3、T4、T5又/はT6

備考1 国際整合防爆指針による電気機器の場合は、温度等級の代わりに最高表面温度が表示され、又は最高表

面温度の後に括弧書きで温度等級が表示されることがある。このように最高表面温度が表示された防爆電 気機器は、表示された最高表面温度未満の発火温度の可燃性ガス蒸気に適用される。

- 2 特定の可燃性ガス蒸気の爆発性雰囲気だけで使用される防爆電気機器は、発火度(又は温度等級)の 代わりに当該可燃性ガス蒸気の名称又は化学式を表示する場合がある。
- (5) 防爆構造等の記号を一括して表示する場合の例

検定基準	表示内容	防爆構造 であるこ とを示す 記号		爆発等級 又は グループ	発火度 又は 温度等級	使用条件がある場合 の記号
構造	爆発等級2、発火度G4に属するガス等を対象とする耐圧防爆構造の電気機器		d	2	G4	
	発火度G2に属するガス等を対象とする内 圧防爆構造の電気機器		f		G2	
構造規格によるもの	発火度G3に属するガス等を対象とする安 全増防爆構造の電気機器		е		G3	
よるもの	爆発等級1、発火度G1に属するガス等を対象とする安全増防爆構造の電気機器で、耐圧防爆構造のスリップリングをもつもの		ed	1	G1	
	水素並びに爆発等級2、発火度G3に属する ガス等を対象とする本質安全防爆構造		i	3a	G3	
	グループIIB、温度等級T4の耐圧防爆構造の電気機器	Ex	d	ΠВ	T4	
	温度等級T5の内圧防爆構造の電気機器	Ex	p	П	Т5	
国	最高表面温度が350℃の安全増防爆構造の 電気機器で、使用条件付きのもの	Ex	e	П	350°C(T1) 又は350°C	X
際整	温度等級T3の油入防爆構造の電気機器	Ex	0	II	Т3	
合防爆指	グループIIC、温度等級T6の本質安全防爆 構造iaの電気機器	Ex	ia	ΠС	Т6	
国際整合防爆指針によるも	本体が耐圧防爆構造で、端子箱安全増防爆構造の、グループIIB、温度等級T3の電気機器	Ex	de	ΠВ	ТЗ	
0	水素及びグループⅡBのガス等の爆発性雰囲気中で使用する温度等級T4の耐圧防爆構造の電気機器	Ex	d	IIB+水素 又は IIB+H2	T4	
	耐圧防爆構造と組み合わせた本安関連機器	Ex	d[ia]	${\rm I\!I}{\rm B}$	T5	X
	非危険場所で使用される本安関連機器	(Ex	ia]	ΠС		

(6) 危険場所に設置する防爆構造の電気機器の選定の原則

電気機器の	電気機器の防爆構造の種類と記号			使用に適する危険箇所の種別				
指針名称	防爆構造の名称。	上記号	特別危険箇所	第1類危険箇所	第2類危険箇所			
	本質安全防爆構造	ia	0	0	0			
	平貝女王別然悟坦	ib	×	0	0			
	耐圧防爆構造	d	×	0	0			
	内圧防爆構造	f	×	〇 注	0			
構造規格	安全增防爆構造	e	×	×	0			
HI VELVICIO	油入防爆構造	0	×	0	0			
	非点火防爆構造	n	×	×	0			
	樹脂充填防爆構造	ma	0	0	0			
		mb	×	0	0			
	特殊防爆構造	s	<u> </u>	<u> </u>	_			
	本質安全防爆構造	Exia	0	0	0			
	个員女王的深悟垣	Exib	×	0	0			
	耐圧防爆構造	Exd	×	0	0			
	内圧防爆構造	Exp	×	○ 注	0			
国際整合防爆	安全增防爆構造	Exe	×	0	0			
指針	油入防爆構造	Exo	×	0	0			
	非点火防爆構造	Exn	×	×	0			
	樹脂充填防爆構造	Exma	0	0	0			
	1到7日7144177茶1中7豆	Exmb	×	0	0			
	特殊防爆構造	Exs	_	_	_			

備考1 表中の記号○、×、一の意味は、次のとおりである。

○印:適するもの ×印:適さないもの

一印:適用されている防爆原理によって適否を判断すべきもの

2 一つの電気機器に2種類以上の防爆構造が適用されている場合において、特別危険箇所に適さない種類の記号が含まれる場合は、特別危険箇所の使用には適さない。かつ、第二類危険箇所以外に適さない記号が含まれている場合は、第二類危険箇所以外の使用には適さない。

注 保護回路の動作方法によって、第一類危険箇所には適さないものがある。

(7) 電気機器の種類別の防爆構造の選定例

ア 各表中の防爆構造の欄の「告示」及び「通達」の表示はそれぞれ次による。

告示:労働省告示昭和44年第16号「電気機械器具防爆構造規格」(略称:構造規格)を指すが、実質的には工場電気設備防爆指針(ガス蒸気防爆2006)の2000及び3000に適合するもの。

通達:労働省告示昭和63年第18号「電気機械器具防爆構造規格(昭和44年労働省告示第16号)の一部を改正する告示」の適用についての労働省労働基準局長通達別添の「電気機械器具防爆構造規格(昭和44年労働省告示第16号)における可燃性ガス又は引火性の物の蒸気に係る防爆構造の規格に適合する電気機械器具と同等以上の防爆性能を有するものの技術的基準(IEC 規格79関係)」(略称:技術的基準)を指すが、実質的には防爆構造電気機械器具型式検定ガイド(国際規格に整合した技術的基準関係)〔平成2年2月(公社)産業安全技術協会発行〕に適合するもの、及び、国際整合防爆指針に適合するもの。

イ 各表中の選定欄の記号の意味は、次のとおりとする。

○印:適するもの ×印:適さないもの

一印:構造上又は規格上存在しえないもの空欄:実用的でないか又は一般的でないもの

表1 回転機の防爆構造の選定例

	次1 户间域。76万条件户。7层尺万												
項	危険場所			第一類	司険箇所					第二類的	首険箇所		
番	防爆構造	耐	圧	内	圧	安全	全 増	耐	圧	内	圧	安全	全 増
	電気機器	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達
1	三相かご形然導電動機	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0
2	三相卷線形绣導電動機	0	0	0	0	_		0	0	0	0		_
3	単相かご形象導電動機 (接点なし)	0	0			×	0	0	0			0	0
4	単相かご形参導電動機 (接点付き)	0	0			_	l	0	0				_
5	ブレーキ付きかご形誘導電動機	0	0			×	×	0	0			×	×
6	キャンドモータ	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	0	0
7	三相周期電動機(ブラシ付き)			0	0	_	_	0	0	0	0	-	_
8	三相周期電動機(ブラシレス)			0	0	×	0	0	0	0	0	0	0
9	三相電磁石同期電動機	0	0		0	×	0	0	0		0	0	0
10	単相反作用同期電動機 (接点なし)	0	0			×	0	0	0		0	0	0
11	単相反作用同期電動機 (接点付き)	0	0			_		0	0		0	_	_
12	直流電動機	0	0	0	0	_	_	0	0	0	0	_	

項番1:原則として連続使用のものとする。

項番2:始動電流は、必要最小限度に抑えることが望ましい。定格に対する考え方は項1に準ずる。

項番3.4:遠心力開閉器があるものは接点付きである。コンデンサ始動形のものは、コンデンサ部が安全増防爆

別記13 電気設備及び主要電気機器の防爆構造

構造の要件と合わない場合が多い。他、内圧防爆構造は大型などの場合に適用できるが通常見られない。 項番5:一般に断続使用、反復使用などのものが多いので、特に負荷条件、運転特性について十分に検討して選 定する必要がある。始動頻度が多い定格のものは、ブレーキ部に高温部が生じやすくなるため安全増防爆構造は 適当ではない。他、内圧防爆構造は大型などの場合に適用できるが通常見られない。

表2 変圧器類の防爆構造の選定例

危険場所				第一類	司険箇 所				第二類危険箇所							
防爆構造	耐	圧	内	圧	油	入	安全	全 増	耐	圧	内	圧	油	入	安全	全増
電気機器	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達
油入変圧器(始動用を含む)					0	0							0	0		
油入リアクトル (始動用を含む)					0	0							0	0		
乾式変圧器 (始動用を含む)	0	0	0	0			×	0	0	0	0	0	_		0	0
乾式リアクトル (始動用を含む)	0	0	0	0	_	_	×	0	0	0	0	0	_	_	0	0
計器用変成器	0	0			0	0	×	0	0	0			0	0	0	0

表3 開閉器及び制御器類の防爆構造の選定例

					÷3 序	刊利岙儿	文し市川	叫 拓領	(7)的爆	伸近())	/'J						
		危険場所			穿	有一類角	 危険箇	折			第二類危険箇所							
項番	電気機器	防爆構造	耐	圧	内	圧	油	入	安全	全増	耐	圧	内	圧	油	入	安全	全増
			告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達
,	気中開閉器																	
1	(自動開路しないもの)		0	0		_	_		_	_	0	0					_	_
2	気中開閉器	(低圧)	0	0	_	_	_	_	_	_	0	0	_	_	_	_	_	_
	(自動開路するもの)	(高圧)	0	0			_	_	_	_	0	0			_	_	_	_
3	気中遮断器	(低圧)	0	0			_	_	_	_	0	0			_	_	_	_
3	风中巡削	(高圧)	0	0			_	_	_	_	0	0			_	_	_	_
4	気中形ヒューズ		0	0	×	×					0	0			_	_		_
5	気中主幹制御器 (低圧)		0	0			_	_	_	_	0	0			_	_	_	_
6	リアクトル始動器 注*1	(低圧)	0	0							0	0			_	_	_	_
б	及び始動補償器	(高圧)	0	0	×	×					0	0			_	_	_	_
7	始動用金属抵抗器	(低圧)						_	×	×					_	_	_	_
,	如别用並偶松们品	(高圧)						_	×	×					_	_	_	_
8	始動用液体抵抗器			-	_	_		_	×	×		_	_	_	_	_	_	_
9	電磁弁用電磁石		0	0	_	_		_	×	×	0	0	_	_	_	_	_	_
10	電磁摩擦ブレーキ		* 2	* 2				_	×	×	0	0			_	_	_	_
11	制御盤・操作盤		0	0	0	0	_	_			0		0	0	_			
11	操作用/制御用小形開閉器		O	0)	0	_			_	0	0	0	0				_
12	分電盤		0	0	0	0	_	_	_	_	0	0	0	0	_	_	_	
13	振動機器		0	0	_	_	_	_	×	○*3	0	0	_	_	_	_	0	0
14	差込接続器		0	0	_	_	_	_	_	×	0	0	_	_	_	_	_	×
15	車両用蓄電池		_	_	_	_	_	_	_	_	_		_			_	0	0

- 注 *1 始動運転の開閉操作部を耐圧防爆構造とし、リアクトル又は抵抗器を安全増防爆構造としたもの。
 - *2 ブレーキシュー、ドラムなどの火花発生部を耐圧防爆構造の容器に収納したもの。
 - *3 使用目的によっては耐振ケーブルの保護が困難な場合があるので、第一類危険箇所での使用はなるべく避けることが望ましい。

表 4 計測器類の防爆構造の選定例

		危険場所		特別危	険箇所	<u>τ</u> μη		第一類危険箇所							第二類危険箇所					
項		7十4日4#14	本安(j	i, ia)	本	安	耐	圧	内	圧	安全	全増	本	安	耐	圧	内	圧	安全	2増
番	電気機器	防爆構造	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達
1	測温抵抗体・熱電対		0	0	0	0	○*1	O*1	_	_	_	_	0	0	○*1	○*1	_	_	_	_
2	伝送器類(流量、圧力、液位など)	0	0	0	0	○*1	○*1	_				0	0	○*1	O*1				
3	電磁流量計		_	_	* 3	○*3	* 2	○*2	_	_			○*3	○*3	* 2	* 2	_	_		
4	渦流量計		0	0	0	0	* 2	○*2	_	_			0	0	* 2	* 2	_	_		
5	超音波流量計						0	0	_	_	_	_			0	0	_	_		_
6	質量流量計		0	0	0	0	0	0	_	_			0	0	0	0	_	_		
7	レベル計		0	0	0	0	0	0	_	_			0	0	0	0	_	_		
8	スイッチ類(温度、圧力レベルな	ど)	0	0	0	0	0	0	_	_			0	0	0	0	—	_		
9	ガス分析計		_	_	○*3	○*3	○*3	○*3	○*3	_	_	○*3	○*3	○*3	○*3	○*3	○*3	○*3		_
10	液体分析計		_	_	* 3	○*3	○*3	○*3	○*3	_	_	○*3	○*3	○*3	○*3	○*3	○*3	○*3		_
11	諸量計(密度、比重、角度、変位	、荷重など)	0	0	0	0	0	0	_	_	_	_	0	0	0	0	_	_	_	_
12	ガス検知器		_	_	○*1	○*1	0	0	_				○*1	○*1	0	0	_	_		
12	カス(映み)		0	0	0	0	0	0	_				0	0	0	0	_	_		
13	変換器類(電空変換器、ポジショ	ナなど)	0	0	0	0	0	0	_	_	0	0	0	0	0	0	_	_	0	0
14	バルブアクチューエータ						0	0			○*3	○*3			0	0			○*3	○*3
15	電気式指示計(可動コイル、誘導	式など)	0	0	0	0	0	0	0	0	_	_	0	0	0	0	0	0	_	_
16	電子式指示計・記録計(自動平衡	計など)	_	_	_	_	0	0	0	0	_	_	_	_	0	0	0	0	_	_
17	信号・警報装置		0	0	0	0	0	0	0	0	_	○*3	0	0	0	0	0	0	0	0
18	通信装置無線電話機		0	0	0	0			_	_	_		0	0		_			_	_
10	指令用電話機		0	0	0	0	○*3	○*3	_	_	_	_	0	0	○*3	○*3	_	_	_	_
19	工業用テレビカメラ						0	0	0	0	_	_			0	0	0	0	_	_
20	バーコードリーダ		0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0		
21	カードリーダ		0	0	0	0	_	_	0	0	_	_	0	0	_	_	0	0	_	_

- 注 *1 感温部分又は測定部分は、ガス蒸気との隔離やプロセス温度などに特別に考慮されている場合がある。
 - *2 本質安全防爆構造との組み合わせになるものが多い。
 - *3 一般に他の防爆構造との組み合わせになる。

	表 5											
項	危険場所		第一類角	 危険箇所		第二類危険箇所						
番	防爆構造	耐	圧	安全	2増	耐	圧	安全	2増			
	電気機器	告示	通達	告示	通達	告示	通達	告示	通達			
1	白熱灯定着灯	0	0	×	0	0	0	0	0			
	(JIS C 7501)ほかの電球使用)											
2	白熱灯移動灯 (JIS C 7501ほかの電球使用)			_		\circ	0	_	_			
3	直管形蛍光灯定着灯*1	0	0	×	_	0	0	0	_			
	(JIS C 7601のランプ使用)											
4	直管形蛍光灯定着灯*1 (IEC61-1による単脚突出形口金の	0	0	0	0	0	0	0	0			
	冷陰極始動形ランプ使用)											
5	環形蛍光灯定着灯*1 (JIS C 7601ほかのランプ使用)	0	0	×	_	0	0	0	_			
6	直管形蛍光灯移動灯*1	0	0	_	_	C	0	_	_			
	(JIS C 7601のランプ使用)											
7	高圧水銀灯定着灯*1 (JIS C 7604のランプ使用)	0	0	×	_	0	0	0	_			
8	高圧水銀灯定着灯*1 (安定器内蔵形ランプ使用)	0	0	×	_	0	0	0	0			
9	高圧ナトリウム灯定着灯*1 (JEL207のランプ使用)	0	0	×	_	0	0	0	_			
10	電池付携帯用電灯	0	0	_	_	0	0	_	0			

表 5 照明器具類の防爆構造の選定例

注*1 これらの照明器具には、それぞれのランプに適合する安定器が内蔵又は併置されており、高圧水銀灯及 び高圧ナトリウム灯には安定器別置形のものもある。

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \times

X

 \times

 \bigcirc

 \times

X

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \times

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

 \bigcirc

11

表示灯類*2

13 無電極灯照明器具

12 LED照明器具

それらの安定器は、一般にチョークコイル、漏えい変圧器、コンデンサなどの安定器部品を容器に収めてポリエステルコンパウンドなどの安定器充てん物を充てんした構造になっているが、このような安定器の防爆構造について、告示では、容器が耐圧防爆性をもっている場合は耐圧防爆構造として認めてきたが、通達では、これをわが国にまだ導入されていない樹脂充填防爆構造に類するものと考え、特殊防爆構造としているものがある。

*2 表示灯には LED などを使用した本安 (ia、ib) のものがあり、それらは第一類危険箇所及び第二類危険箇所に適する。

(8) 防爆電気配線(配線用附属品類を含む)の選定

ア 危険場所の種別に対応する防爆電気配線の配線方法の選定の原則

	ドコケヴ ートンノム	危険場所の種別							
E	配線方法	特別危険箇所	第一類危険箇所	第二類危険箇所					
	ケーブル配線	×	0	0					
本安回路	金属管配線	×	0	0					
以外の配線	移動用電気機器の配線	×	0	0					
本安	で回路の配線	0	0	0					

備考 表中の記号の意味は、次のとおりである。

○:適するもの ×:適さないもの

イ ケーブル配線における引込方式 (ケーブルグランド) の選定例

(表)	コロュナーナー(トーディ	ケーブルの種類								
電気機器の端子箱等の防爆構造	引込方式 (ケーブル グランドの種類)	ゴム・プラスチ	金属製がい装	鉛被ケーブル	MIケーブル					
相中沙冽水府廷	フ / V V/ 生 次()	ックケーブル	ケーブル	型口10久ノ フノレ	IVII'))/V					
	耐圧パッキン式	0	0	\circ	_					
耐圧防爆構造	耐圧固着式	0	\circ	\circ	Ī					
	耐圧スリーブ金具式	_	_	_	0					
	耐圧パッキン式	0	0	\circ	_					
安全增防爆構造	安全増パッキン式	0	0	0	_					
	安全増固着式	0	0	0	_					

- 備考1 防爆電気機器の端子箱等は、本体容器の一部分を指す場合と、独立した容器である端子箱を指す場合がある。また、接続箱は、法規上電気機器ではないが、ケーブルの引込方式の適用においては電気機器の端子箱等と同等に取り扱われる。
 - 2 シースの内部に空げきの多いゴム・プラスチックケーブルは、固着式には不向きであり、耐圧固着 式ケーブルグランドを用いても十分な耐圧防爆性能を確保し難いので適用してはならない。
 - 3 金属製がい装又は鉛被ケーブルはがい装を除いたケーブル部をパッキンで圧縮するか、固着する。
 - 4 表中の意味は、次のとおりである。

○:適するもの -:適さないもの

ウ 金属管配線における電線管用附属品の適合性

	電線管用附属品の種類								
防爆電気機器の端	ユニオンカップリング	フレキシブル	シーリング	ボックス類					
子箱等の防爆構造	アダプタ、ニップル	フィッチング	フィッチング	- ハツク					
	耐 圧	耐 圧	耐 圧	耐 圧					
耐圧防爆構造	0	0	0	0					
安全增防爆構造	0	0	0	0					

- 備考1 防爆電気機器の端子箱等については前記イの備考1に準ずる。
 - 2 ボックス類は、防爆電気機器とシーリングフィッチングの外側に設置する場合は、必ずしもこれに よらなくてもよい。